



9月15日(火)
9月29日(火)
10月13日(火)

開催! Webライブ配信

事前申込
受付中!!

すべての人に快適な宿泊を! バリアフリーに関する専門セミナー

東京都宿泊施設バリアフリー化促進セミナー

東京都では昨年度に引き続き、宿泊施設の新たなバリアフリー化への取組として、高齢者や障害者が東京都を訪れた際に都内宿泊施設を安心かつ快適に利用できるよう、宿泊施設向け施設改修等のための補助事業を実施しています。延期となった東京2020大会を前に、より多くの宿泊施設がバリアフリー化に取組んでいただくため、ソフト面、ハード面、経営面の情報を提供するセミナーを開催します。

今年度は新型コロナウイルスの影響により、Web上でライブ配信します。今回は9月・10月の3回分のご案内です。各回セミナー後半部分はそれぞれテーマを絞り込んだ内容となっています。

皆様からの積極的なご参加をお待ちしております。

日時

第3回：2020年9月15日(火) 14:00～16:00
第4回：2020年9月29日(火) 14:00～16:00
第5回：2020年10月13日(火) 14:00～16:00
(オンライン接続可能開始時間13:45～)
※前半部のセミナープログラムは同じ内容となります。
※お申し込み時に日にちをご選択ください。(複数選択可)

会場

オンライン開催
※開催前日までに申込時にご記入いただきましたメールアドレスに
視聴方法について、別途ご案内します。

対象

都内事業者
(都内宿泊事業者、建築・設計事務所、備品製造事業者など)

定員

20名
(最大100名参加可能です)

費用

無料



セミナーのお申し込みはこちらから

<https://questant.jp/q/seminar03>



※お申込みいただいた方には、別途事務局よりセミナー当日登録用URLをお送りします。

※視聴方法はZoomによるオンライン配信ならびにYouTubeLIVE配信となります。



過去実施分セミナー(第1回・第2回)を
ご覧になりたい方はこちらから (YouTube)

第1回
実施分
(6月26日
配信分)

すぐに始められる宿泊施設のバリアフリー化

株式会社JTBアセットマネジメント 空間創造部 空間事業課 リーダー
廣村 順 (東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)
・なぜ今、宿泊施設のバリアフリー化が必要なのか?
・バリアフリー化改修のポイント(バリアフリー化は難しくない!)
・バリアフリーの情報発信について

▶ <https://youtu.be/yyhgcxGjEE0>

第2回
実施分
(7月15日
配信分)

アドバイザーによる
宿泊施設のバリアフリー化のポイントについて

株式会社JTBアセットマネジメント 取締役 空間創造部長
村田 知之 (東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)
・宿泊施設バリアフリー化改修のポイント
・バリアフリー化改修提案事例
・バリアフリー化促進の建築士としての役割と責任

▶ <https://youtu.be/F4rRcJBp4XE>



問い合わせ先：東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業部内

〒163-0454 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル54F TEL：03-6722-0707 FAX：03-6722-0753

E-mail：soudan@tourism.jp 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休 担当：勝野、長橋、中村、佐藤

セミナープログラム(予定)

第3回：9月15日(火)プログラム

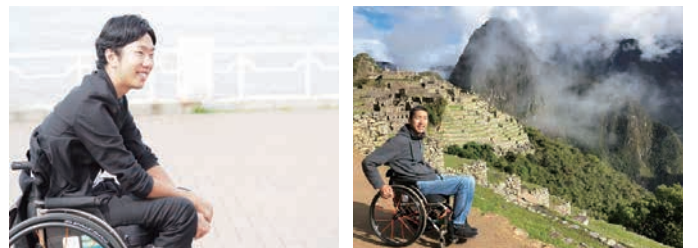
- 14:00 } 宿泊施設のバリアフリー基準について
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理
鈴木 康弘 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 14:30 } 宿泊施設バリアフリー化支援補助金について
東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 課長代理
松村 幹子 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 15:00 } いいね!バリアレス
~宿泊施設バリアフリー化の7ステップ~
株式会社JTBアセットマネジメント 空間創造部 空間事業課 リーダー
廣村 順 (東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)
- 16:00 }
・なぜ、宿泊施設でバリアフリー化が必要なのか?
・そもそも、バリアとは何?...
・ウィズコロナ、新たな日常におけるバリアとは?
・すぐに始められる宿泊施設バリアフリー化の7ステップ

第4回：9月29日(火)プログラム

- 14:00 } 宿泊施設のバリアフリー基準について
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理
鈴木 康弘 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 14:30 } 宿泊施設バリアフリー化支援補助金について
東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 課長代理
松村 幹子 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 15:00 } 車椅子トラベラーから見たホテルのバリアフリー
「世界一“変”なホテルに泊ってみた」
車椅子トラベラー(Wheelchair Traveler)
三代 達也
- 16:00 }
・車椅子で世界一周の体験者から見た日本のホテル~
・ウィズコロナ時代の未来型ホテル・非接触型ホテル
“変なホテル東京 浅草田原町”のバリアフリー化の現状~

第5回：10月13日(火)プログラム

- 14:00 } 宿泊施設のバリアフリー基準について
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理
鈴木 康弘 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 14:30 } 宿泊施設バリアフリー化支援補助金について
東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 課長代理
松村 幹子 (第1回セミナーの録画配信となります)
- 15:00 } 必見!東京都アドバイザーによる
補助金対象備品の活用について
~“変なホテル東京 浅草田原町”の取組を参考に~
株式会社JTBアセットマネジメント 空間創造部 空間事業課
大澤 敦 廣村 順 (東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)
- 16:00 }
・進化し続けるホテル“変なホテル東京 浅草田原町”の
バリアフリー化への取組について
・ホテルの導入事例について
・補助金対象のおすすめ備品紹介(備品パッケージのご提案)



三代達也氏のプロフィールについては、
右記をご参照ください。http://wheelchair-worldtrip.com/
▲世界一周 バルー マチュピチュにて
写真提供：三代達也



2019年9月にオープンした「変なホテル東京 浅草田原町」
変わり続けることを約束するホテル~光のホログラムによる
非接触型のエンターテインメントチェックインシステム~

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。
あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

宿泊施設バリアフリー化補助金の募集の概要

- 1 補助対象者 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設
- 2 補助対象経費及び補助率等 下記のとおり(※については条件があります)

補助対象経費	補助率	補助上限額
(1)バリアフリー化整備事業(施設整備)	4/5	3,000万円(6,000万円)※3
(2)バリアフリー化整備事業(客室整備)※1	4/5	4,200万円(8,400万円)※4
	10/10※2	4,800万円(9,600万円)※4
(3)バリアフリー化整備事業(備品購入)	4/5	320万円
(4)バリアフリー化整備事業(実施設計)※5	4/5	100万円
(5)コンサルティング	2/3	100万円

- ※1 (2)バリアフリー化整備事業(客室整備)とは、「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車いす使用者用客室」を目指す整備とする。
- ※2 (2)バリアフリー化整備事業(客室整備)において、以下の条件を満たす新設・改修等を行う場合
①建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備等で、浴室等の出入口幅を75cm以上とする場合
②「車いす使用者用客室」の整備等で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合
- ※3 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上を整備を行う場合
①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、
⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場
- ※4 客室を6室以上(改修前を基に判断)バリアフリー化する場合
- ※5 (1)又は(2)と同時に申請したもののみ対象とする。

- 3 募集期間 令和2年6月10日(水)から令和3年3月31日(水)まで
※郵送の場合、当日消印有効です。
※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

- 4 申請先等 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
〒162-0801 新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階
※申請書類や手続き方法等については、(公財)東京観光財団ホームページ
(https://www.tcvb.or.jp/project/infra/yado-barrier-free.html)をご覧ください。



アドバイザー派遣のご案内(無料)

宿泊施設バリアフリー化の専門家が、各施設の課題・要望を確認の上、ニーズにあわせて助言等を無料で行います。
(詳細は事務局までお問い合わせください。)

- 【支援例】
・各施設のバリアフリー化客室改修や備品の購入に対するアドバイス
・東京都宿泊施設バリアフリー化支援補助金の利用方法など

- 1 対象となる事業者
都内宿泊事業者(都内で旅館業法第2条第2項及び第3項の営業を行う施設を運営していること。)

- 2 利用回数
最大5回まで
※申込先着順
※申込期間：令和2年6月10日(水)~令和3年2月19日(金)

申し込み方法など詳細は、別紙または東京都産業労働局ホームページ(https://www.sangyoro.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyuu/free2/)をご覧ください。

